広島県告示第七百七十二号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項の規定によって、指定居宅サ ビス事業者として次の者を指定した。

平成二十四年九月二十七日

広島県知事 湯 﨑 英 彦

九 月 日	ンリ	三番地の一	健施設みのり療養型老人保	三番地一	みのり会
平成二	//	府中市元町四	みのり会介護	府中市元町四	医療法人社団
	斤		医療法人社団		
ナ 月 一 F		番地	草	番地	院
	通所介護	庄町三六八七	センター福寿	庄町四九三四	翠明会藤田医
		尾道市因島中	デイサービス	尾道市因島中	医療法人社団
) -	Į	号	ス	号	本
	反表名	丁目二番二七	祉用具サービ	丁目二番二七	司会
平 文 二 国	寺它畐止用	三原市港町一	ときわ薬局福	三原市港町一	
<i>-</i>	<u> </u>	号	ス	号	お事用
		丁目二番二七	祉用具サービ	丁目二番二七	司会
区 文 二 回	三十二十三十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	三原市港町一	ときわ薬局福	三原市港町一	艮
		克 右 均	名	の所在地	名
年月	の種類	Ē		主たる事務所	
指	サービス	業	う	ーピス事業者	指定居宅サー
		ビス事業を	居宅サービ	8	